

① 物価高騰対応業務改善助成金

国の業務改善助成金の対象外となる、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」と地域別最低賃金との差が31円以上（時給885円～1,000円）の中小企業等を支援する。

A 業務改善助成金相当分

設備投資やコンサルティング導入、従業員の教育訓練などにより、生産性を向上させ、事業場内最低賃金を30円以上上げる中小企業等に、業務改善に係る対象経費支出額に補助率を乗じた額と下表の助成金上限額を比較して、いずれか低い方の額を助成金として支給

単位：千円

| コース | 引上げ労働者数・助成金上限 | | | | |
|--------|---------------|-------|-------|-------|-------|
| | 1人 | 2～3人 | 4～6人 | 7～9人 | 10人以上 |
| 30円コース | 300 | 500 | 700 | 1,000 | 1,200 |
| 45円コース | 450 | 700 | 1,000 | 1,500 | 1,800 |
| 60円コース | 600 | 900 | 1,500 | 2,300 | 3,000 |
| 90円コース | 900 | 1,500 | 2,700 | 4,500 | 6,000 |

【対象事業場】

- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が31円以上
- ・事業場規模100人以内

【補助率】

4/5



B 社会保険労務士等への報酬費用分

報酬費用の10/10を100千円を上限に奨励金として支給

② 物価高騰対応業務改善奨励金

国の業務改善助成金の採択を受けた、事業場内最低賃金と地域別最低賃金との差が30円以下（時給854円～884円）の中小企業等を支援する。

A 業務改善助成金分

国の業務改善助成金における対象経費支出額から助成金を除き1/2を乗じた額と下表の奨励金上限額を比較して、いずれか低い方の額を奨励金として支給

単位：千円

| コース | 引上げ労働者数・奨励金上限 | | | | |
|--------|---------------|------|------|------|-------|
| | 1人 | 2～3人 | 4～6人 | 7～9人 | 10人以上 |
| 30円コース | 38 | 63 | 88 | 125 | 150 |
| 45円コース | 57 | 88 | 125 | 188 | 225 |
| 60円コース | 75 | 113 | 188 | 288 | 375 |
| 90円コース | 113 | 188 | 338 | 563 | 750 |

【対象事業場】

- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ・事業場規模100人以内

【補助率】

1/10～1/20相当

B 社会保険労務士等への報酬費用分

報酬費用の10/10を100千円を上限に奨励金として支給

【参考】業務改善助成金（厚生労働省）

設備投資やコンサルティング導入、従業員の教育訓練などにより、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」を30円以上上げる中小企業等を支援する。

【対象事業場】

- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内（時給854円～884円）
- ・事業場規模100人以内

【補助率】

4/5～9/10

【上限額】

30～600万円
 (①物価高騰対応業務改善助成金と同額)

助成対象のイメージ



【問い合わせ先】

おおいた業務改善支援センター
 (大分県中小企業団体中央会)

大分市長浜町3丁目15番19号 大分商工会議所ビル3階6号室
 TEL 097-536-7620
 9:00～17:00 (土日・祝日、12:00～13:00は除く)

各種支援制度の情報は
 中小企業支援ポータル！
<https://oita-chusho.jp/>

※ポータルトップページの「キーワード検索」に「令和4年度 業務改善 お知らせ」と入力して検索！

